

よりよい保育に向けて ～不適切な保育を未然に防ぐ～

関西大学 山縣 文治

1. 子どもにとってより適切な保育を考える際の2つの起点



2. 児童福祉施設の職員と虐待

1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

第5条第1項 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

第9条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。

第9条の2 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2) 保育所等の職員による虐待

①保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン

【虐待等と不適切な保育の考え方】

・虐待等

保育所等における虐待等（筆者注：定義は児童虐待防止法に準ずる）については、前述のとおり児童福祉施設の設備及び運営に関する基準などにおいて規定されており、虐待等の行為は禁止されている。

・不適切な保育

不適切な保育は、「保育所での保育士等による子どもへの関わりについて、保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される行為」であるとし、全国保育士会の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～」(以下「保育士会チェックリスト」)を参考に、当該チェックリストに記載される、人権擁護の観点から『「良くない」と考えられるかかわり』の5つのカテゴリー（(1) 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり、(2) 物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ、(3) 罰を与える・乱暴なかかわり、(4) 一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり、(5) 差別的なかかわり)を不適切な保育の具体的な行為類型として示している。

本ガイドラインでは、手引きの不適切な保育の位置づけを見直すこととし、不適切な保育は、保育士会チェックリストの『「良くない」と考えられるかかわり』の5つのカテゴリーと同じものとは解さず、「虐待等と疑われる事案」と捉えなおすこととする。

不適切な保育の中には虐待等が含まれ得るものであり、不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものであるとして、必要な対応を講じていく必要がある。また、こどもの人権擁護の観点から「望ましい」と考えられるかかわりができているかどうかといった、より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等の取組は、不適切な保育や虐待等そのものへの対応とは峻別して、各保育所や自治体において取り組まれるべきものである。

②考え方の整理



3. 子どもの権利・人権と保育

1) 指針・要領と人権・最善の利益

ア. 幼保連携型認定こども園教育・保育要領

第1章総則 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等 2. 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標

幼保連携型認定こども園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1の1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に基づいて一体的に展開される幼保連携型認定こども園における生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標の達成に努めなければならない。幼保連携型認定こども園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成するものとする。

イ. 保育所保育指針

第1章総則 1. 保育所保育に関する基本原則 (1) 保育所の役割

保育所は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの【 】を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい【 】でなければならない。

【第5章職員の資質向上 1 職員の資質向上に関する基本的事項 (1) 保育所職員に求められる専門性】

子どもの最善の利益を考慮し、【 】に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。各職員は、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、保育士・看護師・調理員・栄養士等、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2) 社会的養護関係施設職員等による虐待

①被措置児童等虐待

児童福祉法第33条の10

この法律で、【 】とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者または第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下、「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

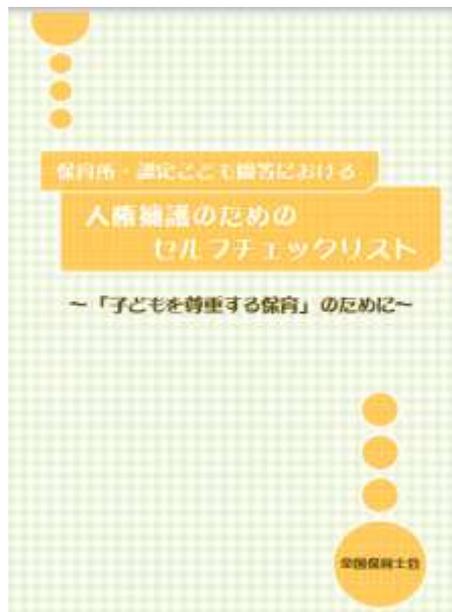
Q 入っていそうで入っていない児童福祉施設や事業は？ その理由は何故と考えるか？

3) 他法による虐待者等

法律	虐待者
学校教育法	第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に _____ を加えることができる。ただし、 _____ を加えることはできない。
児童虐待防止法	第2条 この法律において、「児童虐待」とは、 _____ (親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。) がその監護する児童 (十八歳に満たない者をいう。以下同じ。) について行う次に掲げる行為をいう。
高齢者虐待防止法	第2条第3項 この法律において「高齢者虐待」とは、 _____ による高齢者虐待及び _____ による高齢者虐待をいう。
障害者虐待防止法	第2条第2項 この法律において「障害者虐待」とは、 _____ による障害者虐待、 _____ による障害者虐待及び _____ による障害者虐待をいう。

4. 自己点検をしてみよう

1) 人権擁護のためのセルフチェックリスト (全国保育士会)



<https://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/checklist.pdf>

2) 5つのチェックポイント

子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり	
物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ	

罰を与える・乱暴なかかわり」をしていない	
一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり	
差別的なかかわり	
そのほかの気になること	

【集計表】

	(1) 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり	(2) 物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ	(3) 罰を与える・乱暴なかかわり	(4) 一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり	(5) 差別的なかかわり
「していない」にチェックした数	10個	5個	5個	4個	5個
「していない」にチェックした割合	%	%	%	%	%

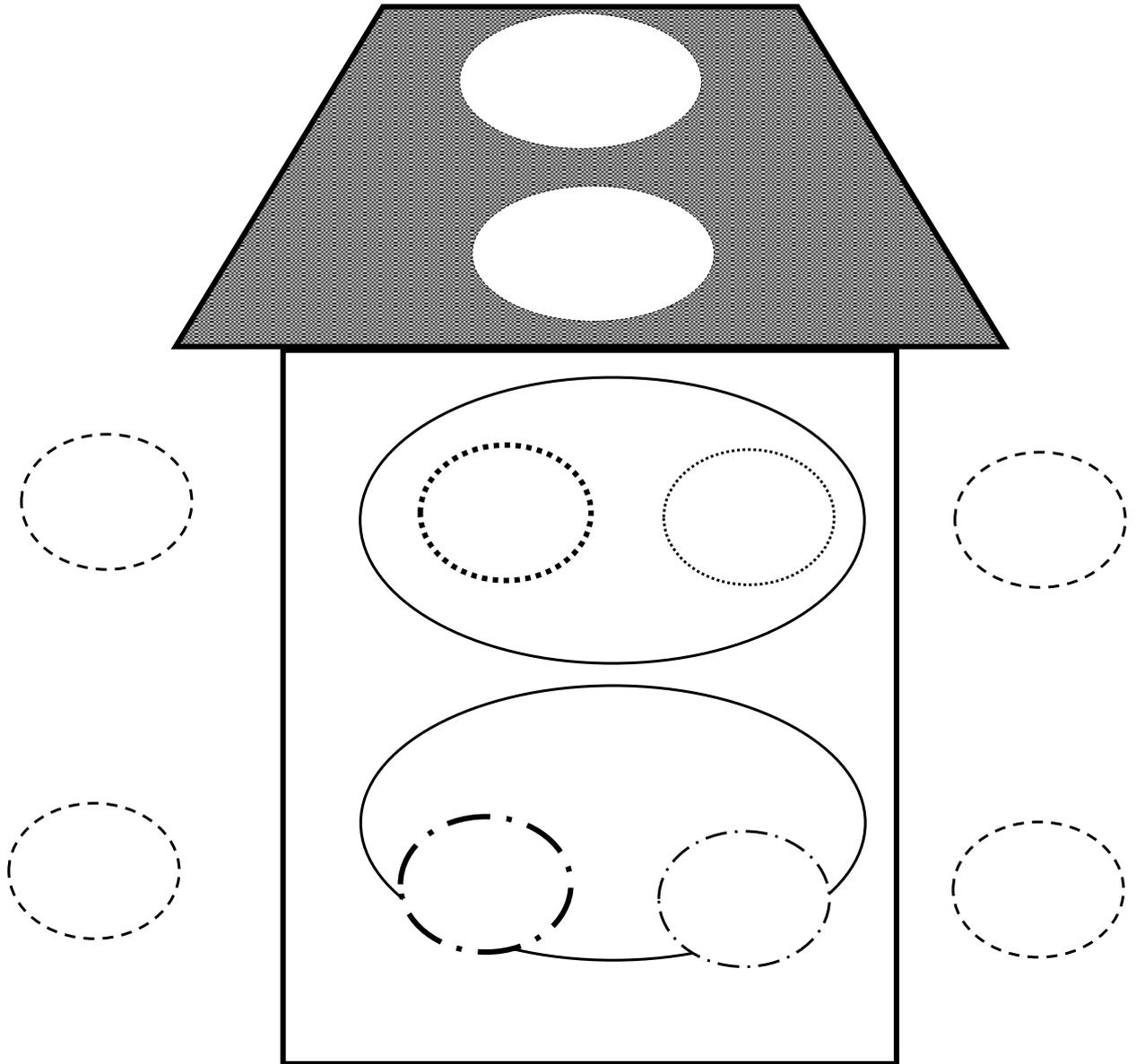
3) 具体的に考えてみましょう (子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり)

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかかわり	チェック欄	より良いかかわりへのポイント
1	登園時	朝、母親に抱かれて、なかなか離れられない子どもに「ずっと抱っこしてもらっていると恥ずかしいよ」と言葉かけをする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	「恥ずかしい」という表現は、大人の価値観の押しつけになる可能性があります。たとえば、「お母さんの抱っこって嬉しいね」等、子どもの気持ちを受け止め、子どもが好きな遊びに誘うなどして気持ちを切り替えられるよう働きかけると良いでしょう。
2	日中	制作活動で子どもが描いた作品をみて、「そこ違ふよ。もう一枚描いてみる？」とだけ言って、描きなおすように働きかけた。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもが自ら描いた作品を否定するのではなく、子どもの自由な発想を認めるかかわりをしていきましょう。
3	日中	排泄の失敗への対応をその場で行ったり、周囲に知らせたり、その失敗を責める言葉がけをする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもの羞恥心や傷ついた気持ちに配慮し、トイレ等の人目につかない場所で、「替替えをしたら気持ちよくなるからね」等と声をかけて対応しましょう。

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかわり <small>あなたの保育では?</small>	チェック欄	より良いかわりへのポイント
4	日中	子どもが、友だちをたたく等、良くないことをした際に、執拗に責めるような言葉かけをする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことがある)</small>	子どもが良くないことをした際、それを子どもに伝えること、状況を理解するための言葉かけは大切ですが、必要以上に責めるべきではありません。
5		子どもが保育者に話しかけた際、「いま忙しいから後にして」と言う。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことがある)</small>	子どもが話そうとしたときは、できるだけ耳を傾けましょう。また、すぐに対応できない状況であった場合には、後で必ず「さっきは何だった？すぐに聞けなくてごめんね。」と聞くようにしましょう。『先生に話を聞いてもらえて嬉しい、また話したい』と子どもが感じることで、信頼関係の構築につながります。
6		苦手なことを渋っている子に、「早くやって。できないなら後ろに行って。」と言ったり、他者と比較したりなど、否定的な言葉かけをする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことがある)</small>	保育者が子どもの頑張ろうという気持ちを置き去りにした発言をすると、子どもは自分を否定されていると感じます。自己肯定感を育む言葉かけをしましょう。
7	昼食時	食事の際、こぼす等の理由で、テーブルに給食のメニューをすべて配膳せず、食べたら次のおかずをあげる。または、こぼすたびに叱りながら食べさせる。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことがある)</small>	食への関心・意欲を育むためには、すべての献立を配膳し、子ども自身が好む順番で食べられる環境を設定することが必要です。また、こぼす、こぼさないに罰目するのではなく、食べる意欲を育む環境づくりに努めましょう。
8	降園時	お迎えに来た保護者に「A君は、今日はケンカをしてお友だちを泣かせてしまいました」と、他の保護者にも聞こえるように言う。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことがある)</small>	子どもの自尊心を傷つける行為です。また、保護者が気まずい思いをしないよう、配慮が必要です。トラブルや困りごとを成長段階としてとらえ、親子にとって、相手の気持ちを理解する事や物事の良し悪しを学ぶ機会となるようにかかわりましょう。
9	その他	子ども同士のトラブルが起きたとき、子どもたちの言い分を聞かず、一方的に判断を下す。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことがある)</small>	子どもそれぞれに理由があっても、トラブルは起こっています。トラブルも子どもにとっては貴重な経験です。保育者の一方的な考えで判断をするのではなく、双方の言い分を聞き、お互いが納得する解決へと導きましょう。
10		自分から訴えてトイレに行くことができるようになった子どもに対して、「おしっこ出ない」と訴えていても、トイレに行くように促す。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことがある)</small>	自分の感覚で排泄を知らせることができる子どもに、保育者の都合で強制的に排泄を促すことは、子どもの自主的な行動の妨げになります。子どもが自ら排泄を訴えることができる配慮をしましょう。

5. 施設職員と虐待（福祉施設のモデルをもとに）

1) 虐待の発生構造



2) 認定こども園・保育所等で人権や権利を守るということ：ポイントとなる5つの質

- ① の質
- ② の質
- ③ の質
- ④ の質
- ⑤ の質

6. めざすは

